



日鶏協回覧板

一般社団法人日本養鶏協会 2021年2月4日

鳥インフルエンザ発生下における「消費者向けポスター・チラシ」データのご案内 — たまごに関する誤解防止に向けて —

ご案内のとおり鳥インフルエンザ発生は未だ全国で継続しており、国内79年ぶり発生当時と比べると消費者の誤解は減ってきましたが、いつまた「卵は心配なのでは」との風潮が再燃するとも限りません。

また、一部報道にて、また「抗生物質」の使用について誤った認識に基づく記事が出されており、これについても消費者に正しい情報を提供する必要があります。

このたび「消費者の誤解防止ツール」としてご活用いただくため、ポスター・チラシ原稿を作成し、[協会WEBサイト \(http://www.jpa.or.jp/news/consumer/\)](http://www.jpa.or.jp/news/consumer/) に掲載を開始いたしました。

全ての情報を1枚に描き切ると、逆に目立たなくなる恐れがありますので、文字数を絞り目立たせるための「アピール用：A版」と、情報の裏付けを含め細かい内容を掲載した「詳細用：B版」の2枚を掲載いたします。

2枚を連続してポスターとしてご使用、両面印刷でチラシとしてご使用、A版のみの単独使用など、様々な活用法にてお使いいただければ幸いです。

A版 アピール用

消費者の皆様へ!

1. たまごと鳥インフルエンザ

鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。

参考：食品安全委員会の考え方
(https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_linkai_kangaekata_140424.pdf)

2. たまごと抗生物質

採卵鶏に抗生物質の使用は認められておりませんので、国内産のたまごに抗生物質は含まれておりません。

参考：飼料安全法（第2条）、食品衛生法（第5-11条）の規定

一般社団法人 日本養鶏協会
<http://www.jpa.or.jp/index.html>

B版 詳細用

1. たまごと鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザについて

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは熱に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

【食品安全委員会とは】
食に対する関心の高まるなど情勢の変化に対応するため、食品安全基本法が制定され、平成15年に食品安全委員会が設置されました。
食品安全委員会は、国民の健康の保護が重要な責務であるという基本原則の下、規格や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的根拠に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。

2. たまごと抗生物質

- **飼料安全法** — 卵を産む採卵鶏は、70日齢以降、抗生物質を含む飼料を使用することは禁止されている
- **食品衛生法** — 抗生物質が含まれる卵の販売禁止

採卵鶏への抗生物質の使用については、卵に抗生物質が残留しないように法律で定められております。

採卵鶏は140日齢くらいから産卵を開始しますが、孵化後70日齢を超えたヒナの段階から抗生物質入りの配合飼料の給与は認められていません。

もちろん、採卵開始後の給与飼料には抗生物質の添加は一切認められておりません。

日鶏協回覧板 発行者： [一般社団法人 日本養鶏協会](http://www.jpa.or.jp/)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)

TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2021年2月4日

編集・発行責任者：浅木 仁志 (info@jpa.or.jp)